

バーゼル銀行監督委員会「銀行の内部監査機能」とIIA基準との関係に関する調査

FSFR (CIAフォーラムNo.24)

座長 高島 康裕
メンバー 四津 純
2012年9月25日

バーゼル委による「銀行の内部監査機能」に係る文書公表まで

1998年

「**バーゼル銀行監督委員会
銀行組織の内部管理体制
のフレームワーク**」

銀行の内部管理を先進的かつ近代的な内部管理の枠組みに基づいて評価するための有意義な国際的監督ガイダンス

IIAについて
言及なし

2001年8月

「**バーゼル銀行監督委員会
銀行の内部監査および監督
当局と監査人との関係**」

1998年に公表した「銀行組織の内部管理体制のフレームワーク」と題するポリシー・ガイダンスを敷衍したもの

IIAの「内部監査の定義」と「専門職的実施のフレームワーク」に言及

2012年6月

「**バーゼル銀行監督委員会
銀行の内部監査機能**」

2001年の文書「銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係」を改訂するガイダンス

IIAについて
数多くの言及

本監督上のガイダンスは、銀行の強力な内部監査機能を促進するため、20の原則から構成されている。金融危機から得た教訓を踏まえ、また、銀行監督実務及び銀行組織の動向を考慮に入れつつ、本原則は2001年に公表されたバーゼル委ガイダンスを改訂・更新している。この目的のため、本ガイダンスは、内部監査機能に対する監督上の期待と評価について述べている。

更に、本ガイダンスは銀行の**内部監査人が、国内及び国際的な内部監査の専門職的基準を遵守することを奨励している。**

最後に、本ガイダンスは内部監査人が健全性に係る事項について熟慮することを促している。本ガイダンスの付属文書は、銀行の監査委員会の責任について詳述している。

(バーゼル委「銀行の内部監査機能」プレス・リリース(金融庁仮訳)より)

C I Aフォーラム研究会報告

バーゼル銀行監督委員会「銀行の内部監査機能」
と「I I A国際基準」との関係に関する調査研究

研究会No.24

(F S F R : the Forum for Standards and Financial Regulation)

「C I Aフォーラム」は、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（I I A - J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.24（F S F R）が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えないものではない。

当研究会では当誌の2009年8月号に「I I A国際基準と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2009年11月号に「I I A国際基準と『保険検査マニュアル』の比較研究」、2010年5月号に「I I A国際基準と『金融商品取引業者等検査マニュアル』の比較研究」、2010年12月号に「I I A国際基準（2009年1月版）

と『金融検査マニュアル』の比較研究」、2011年4月号に「I I A国際基準と『金融コングロマリット監督指針』の比較研究」、2011年8月号に「I I A国際基準（2011年1月版）と『保険検査マニュアル』（平成23年2月版）の比較研究」、2012年7月号に「『F E D検査マニュアル（Commercial Bank Examination Manual）』が引用する『I I A国際基準』に関する調査研究」と題して研究報告書を発表している。今回報告は、I I A（内部監査人協会）国際基準（内部監査の専門職的实施の国際基準）と規制当局のガイドラインの関係をみる上で、その調査対象をバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）が公表した市中協議文書「銀行の内部監査機能」にした第8弾となる。

銀行監督に関する各国政府間の継続的な協力のための協議の場であるバーゼル委は、2011年12月2日市中協議文書「銀行の内部監査機能」を公表した。バーゼル委の同日のプレス・リリースの仮訳が金融庁HPに掲載されているので、以下に引用する。

「バーゼル委による2001年の文書『銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係』を改訂する本ガイダンス案は、監督当局が銀行の内部監査機能の有効性の評価を行うための一助とすることを目的としている。このガイダンスは監督上および銀行実務における進

展を反映し、金融危機から導かれた教訓を盛り込んでいる。」

このガイダンス案（以下「銀行の内部監査機能」）の特徴は、2001年の当初文書と異なり、I I Aの内部監査の専門職的実施の国際基準（以下「I I A国際基準」又は単に「国際基準」）の引用が多数みられるところにある。

当研究会は、この点に注目し、①「銀行の内部監査機能」にどの基準が引用されているかを網羅的に確認した上で、②「銀行の内部監査機能」に掲げられた20の原則の内容について、I I A国際基準との関連をこれまで蓄積してきたノウハウも活用して、半年間にわたり、分析・検討を加えた。今回調査報告が「銀行の内部監査機能」を読む上での1つの視点として参考になれば幸いである。

なお、本稿は執筆時点で入手可能であった2011年12月付市中協議文書を検討対象としている。最終確定版では修正が加えられる可能性があり、この点留意されたい（注）。

1. 「銀行の内部監査機能」においてI I A国際基準が明示的に引用されている箇所

【序文4.】

銀行の内部監査人が遵守することが推奨される国内および国際的な専門職的基準として、I I Aの国際基準が挙げられている。

【1. 内部監査機能、パラグラフ9.】

広く受け入れられている内部監査の定義として、I I Aによる定義の全文が引用されている。

【内部監査機能の重要な論点(a)独立性と客観性】

本ガイダンス案の原則2. は、「銀行の内部監査機能が種々の監査対象業務から独立であるべきであり、そのためには、内部監査機能が銀行内で適切な位置付け（standing）を

有する必要がある、これにより、内部監査人は、客観性を保持しつつ任務を実行することが可能となる。」と述べている。その「独立性と客観性」の注釈として、「内部監査の関連では、『独立性』と『客観性』とは特別な意味を持つ。」としてI I Aの用語一覧にある『独立性』と『客観性』の定義を引用している。

【2. 内部監査機能の重要な論点(c)専門職的倫理】

「銀行の内部監査機能」の原則4. は「内部監査人は誠実性をもって職を遂行すべきである。」というものである。その原則の説明の中で、内部監査人用の国際的に確立された倫理綱要の例として、I I Aの倫理綱要が挙げられている。

【5. コーポレート・ガバナンスに関する考慮(d)内部監査部門のマネジメント】

内部監査部門の長が確実に遵守させるべき内部監査の基準の例として、I I A国際基準が挙げられている。

【Annex 1】

内部監査部門から取締役会、監査委員会、最高経営者（senior management）、監督当局、外部監査人との報告および伝達の経路が図解されている。そのうち、内部監査部門から取締役会への報告・伝達経路に関連するI I A国際基準として、1000、1110、1111、2440.C2が、最高経営者への報告・伝達経路に関連するI I A国際基準として、1100、2440.C2が挙げられている（2440.C2は、コンサルティング業務を通じて組織体にとって重大な問題を見つけた場合には、最高経営者および取締役会に伝達しなければならないとする内容で、内部監査部門から最高経営者および取締役会への報告に関連する実施準則である）。

当研究会では、内部監査部門から最高経営者および取締役会への報告に関連する基準については、このほかにも、注目したい基準が

いくつかある。

第1に、基準2060は前段で「内部監査部門長は、内部監査部門の目的、権限、責任および内部監査部門の計画に関連する業務遂行について、定期的に最高経営者および取締役会に報告しなければならない。」と述べている。IIA国際基準では、アシュアランス業務もコンサルティング業務も報告対象に含まれるため、最高経営者および取締役会に対する報告に関する基準としてこれを考慮することは望ましいことであろう。

次に、基準2600（最高経営者のリスク許容についての問題解決）は、内部監査部門長は、組織体にとって許容できないのではないかとされる水準の残余リスクを最高経営者が許容していると認められる場合、内部監査部門長はその問題を最高経営者と討議し、解決しない場合には取締役会に報告することを要求している。こうした趣旨に鑑みれば、IIAは基準2600をバーゼル委がいうところの、「内部監査機能のコミュニケーション・チャンネル」として位置付けていると理解することもできる。

2. IIA国際基準と関連する「銀行の内部監査機能」の原則

「銀行の内部監査機能」には、20の原則があり、そのうち原則1～15は内部監査機能(internal audit function)に関する監督当局の期待に係る原則、原則16は内部監査機能に関する監督当局との対話に係る原則、原則17～20は内部監査機能に関する監督当局の評価に係る原則に分類されている。

以下は当研究会による「IIA国際基準」と「銀行の内部監査機能」の関連に関する調査結果の要約である。

IIA国際基準1000（目的、権限および責任）

▶原則1と関連

原則1の前段には「有効な内部監査は、銀行の内部統制、リスク・マネジメント、およびガバナンス・プロセスの質と有効性を、独立かつ客観的に評価する」と記載され、これは、内部監査部門の目的、権限および責任について述べている。

▶原則5と関連

原則5は、「銀行における内部監査の目的、位置づけおよび権限を明記した内部監査規程を定めるべきである」と述べている。

▶原則8と関連

原則8は「恒久的(permanent)な内部監査機能」の必要性に言及しているため、内部監査部門の目的、権限および責任を内部監査規程により定める必要があると考えられる。

▶原則9と関連

原則9は、銀行の取締役会が上級管理職(senior management)に対して、内部統制の枠組みと内部監査機能を構築・維持することを確実に行わせる最終責任を負っている旨述べている。一方、基準1000の後段には、「内部監査部門長は、内部監査基本規程を定期的に見直し、その承認を得るために最高経営者(senior management)および取締役会に提出しなければならない」旨明記されている。内部監査規程の見直しについて取締役会が責任を負うことを想定している点が共通しているものとみられる。

IIA国際基準1100（独立性と客観性）

▶原則2と関連

原則2は、内部監査機能の独立性と内部監査人の客観性について述べている。

IIA国際基準1111（取締役会との直接の意思疎通）

▶原則12と関連

原則12は内部監査機能のレポーティングラインとして、内部監査委員会又は取締役会への報告および発見事項に関する上級管理職(senior management)への伝達について述べている。

IIA国際基準1210（熟達した専門的能力）

➤原則3と関連

原則3が言及する「個々の内部監査人や総体としての内部監査人の知識および経験を含む専門職的職能（professional competence）」は、基準1210が定める「『知識・技能・その他の能力』を部門総体として備えるか又は備えるようにしなければならない」と同趣旨と考えられる。

IIA国際基準1300（品質のアシュアランスと改善のプログラム）

➤原則11と関連

原則11は、内部監査部門のマネジメントとして、「内部監査部門長は、当該部門に健全な内部監査基準および関連する倫理綱要を確実に遵守させる責任を負うべきである。」と述べている。これは基準1300が、内部監査部門長が内部監査の「品質のアシュアランスと改善のプログラムを作成し維持しなければならない」と定めている内容に近いものとみられる。

IIA国際基準2010（（内部監査部門の）計画の策定）

➤原則6と関連

原則6は内部監査活動の範囲について定めており、パラグラフ28で、「内部監査機能は、（中略）銀行がさらされているリスクに関する独立し、かつ情報を把握した上での見解を発達させるべきである」と述べている。その「見解」とはリスク評価を意味すると考えられるので、基準2010が要求するリスク・ベースの監査計画の策定に結び付くと考えられる。

IIA国際基準2060（最高経営者および取締役会への報告）

➤Annex 1と関連

内部監査部門から取締役会、監査委員会、最高経営者（senior management）、監督当局、外部監査人との報告および伝達の経路を示している。

IIA国際基準2070（外部のサービス・プロバイダと内部監査についての組織体の責任）

➤原則15と関連

原則15は、「内部監査活動の外部委託いかににかかわらず、取締役会は、内部統制システムおよび内部監査が十分かつ有効に機能していることを確実にする最終的な責任を負っている。」と述べている。基準2070は、外部のサービス・プロバイダと内部監査についての組織体の責任に関して、「効果的な内部監査部門を維持する責任が組織体にある」ことに言及しており、委託者側に最終責任があるという考え方で両者一致している。

IIA国際基準2110（ガバナンス）、2120（リスク・マネジメント）、2130（コントロール）

➤原則13と関連

原則13は、「内部監査は、事務管理、リスク管理、コンプライアンス並びにその他統制機能にかかる補完と評価を両方行うべきである」と、内部監査の業務内容について述べている。これは基準2110、2120、2130が、それぞれガバナンス、リスク・マネジメント、コントロールを、内部監査部門が評価することを要求していることに対応しているものと考えられる。

IIA国際基準2120. A1、2130. A1

➤原則7と関連

原則7は、「内部監査は、内部監査計画の中に、法令・規制に係る諸事象に関して、十分な対象範囲を確保すべきである」旨述べている。基準2120.A1、2130.A1は「法令、方針、定められた手続および契約の遵守」に言及している。

IIA国際基準2400（結果の伝達）

➤原則12と関連

原則12は内部監査機能のレポーティングラインについて定めている。

IIA国際基準2600（最高経営者のリスク許容についての問題解決）

➤ Annex 1 と関連

上記 1. 参照。

IIA 倫理綱要

➤ 原則 4 と関連

原則の説明（パラグラフ 22）の中で I I A 倫理綱要を引用している。

3. まとめ

(1) バーゼル委の「銀行の内部監査機能」では、内部監査部門が遵守すべき基準として、I I A 国際基準全体又は個別事項ごとに関連する基準が引用されている。この点 2001 年の当初ガイダンスと大きく異なっており、I I A 国際基準がグローバルな金融監督行政の中に、今回公式に位置付けられた

ものとみることができる。

(2) 「銀行の内部監査機能」の各原則が、どの I I A 国際基準と関連するかについて、パラグラフ単位までブレイクダウンして分析したところ、原則が I I A 国際基準の 1000 番台から 2600 番台までを幅広く引用し関連付けて構成されていることが確認された。バーゼル委が I I A 国際基準を熟読している様子うかがわれた。

(注) 最終確定版は、2012 年 6 月 28 日にバーゼル委から公表され、市中協議文書にいくつかの修正が加えられている。当研究会では、最終確定版の内容についてもフォローしており、別途の機会に、それらとりまとめ結果を報告したいと考えている。

＜C I A フォーラム研究会 No.24 (F S F R) メンバー＞ (順不同・敬称略)

高島 康裕	新日本有限責任監査法人(座長)	田川 雄治	T & D アセットマネジメント株式会社
植田 洋行	J A 三井リース株式会社		
大島 誠	みずほ情報総研株式会社	平岡 正和	楽天銀行株式会社
大沼 淳	ソニー生命保険株式会社	宮城 義文	三井住友信託銀行株式会社
島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社	四津 純	株式会社国際協力銀行(主担当)

(注：メンバーの氏名・所属は 2012 年 7 月現在)

2012 年度内部監査人協会アジア地域連合 (A C I I A) 国際大会 (於：バンコク・タイ) 開催予定

内部監査人協会 (I I A) の日本を含むアジア地域の支部により構成される内部監査人協会アジア地域連合 (A C I I A) による、2012 年の国際大会が、タイの首都バンコクにおいて次の要領で開催されます。

詳細につきましては、大会ホームページをご参照ください。お申し込み・お問い合わせは、直接同ホームページからお願いいたします。

【開催日程】 2012 年 11 月 8 日 (木) ~ 10 日 (土)

【開催会場】 Queen Sirikit National Convention Center (バンコク・タイ)

【大会ホームページ】 <http://www.aciiabkk2012.org>